

第2次印南町男女共同参画基本計画

【令和8年度～令和12年度】



和歌山県印南町



目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	
(1) 国の動向	1
(2) 和歌山県の動向	2
3. 計画の推進及び推進体制	2
4. 計画の期間	2

第2章 印南町の現状

町民アンケートからみる印南町の現状	3
-------------------	---

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 地域社会における男女共同参画の実現	4
1. 男女共同参画社会実現への意識啓発	
2. 政策・方針決定過程への女性参画の促進	
3. あらゆるハラスメントの予防・根絶に向けた取組の推進	
4. 地域活性化のためのまちづくりの推進	
基本目標Ⅱ 家庭環境における男女共同参画の実現	6
1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	
基本目標Ⅲ 教育における男女共同参画の促進	6
1. 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実	
基本目標Ⅳ 防災における男女共同参画の実現	7
1. 防災対策における男女共同参画の推進	

第4章 計画の推進

1. 推進体制の整備	9
2. 連携体制の整備	9
3. 計画の進捗管理	9

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会」とされています。

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を実現するための基本理念を掲げ、国・地方公共団体と国民それぞれが果たすべき役割を定めており、性別にかかわらず誰もが自らの個性を發揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができる社会の実現をめざすものです。

このような男女共同参画社会基本法の理念を受け、男女が等しく尊重され、家庭・地域・職場・社会などあらゆる分野でそれぞれが個性と能力を發揮して地域の活力を高め、責任を分かち合うまちづくりを町民全体で進めていくための指針として「印南町男女共同参画計画」を策定し、取り組みを進めてきました。

この度、計画期間が満了を迎えるにあたり、「第2次印南町男女共同参画基本計画」（以下、「本計画」）を策定します。

2 計画策定の背景

(1) 国の動向

わが国では、平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12年には男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（「男女共同参画基本計画」）を策定しています。令和2年に策定された「第五次男女共同参画基本計画」では、これからの男女共同参画に係る課題を社会全体にとっては「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、国民一人一人の尊重、能力發揮、意思決定への参画」として、個人にとっては「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」としています。男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させていくとともに、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指し、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の3つを柱とし、各分野における施策の基本的方向と具体的な取組、成果指標等を示しています。

(2) 和歌山県の動向

和歌山県では、平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成14年に「和歌山県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画を推進するための基本理念を明らかにしました。この条例に基づき、平成15年に「和歌山県男女共同参画基本計画」を策定し、平成19年、平成24年及び平成29年に3度の改定を行い、男女共同参画社会を形成するための様々な施策が総合的・計画的に推進されてきました。さらに、令和4年には「和歌山県男女共同参画基本計画（第5次）」が策定され、「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」「誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり」「男女がともに活躍する社会づくり」の3つの施策の方向を定めています。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わらず一人一人が個性と能力を発揮できる社会を目指し、「男女共同参画でつくる元気な和歌山」を長期的な目標と設定しています。

3 計画の推進及び推進体制

男女共同参画社会の実現に向けては、役場内の総合的な推進体制の強化はもとより、町民一人ひとりの理解と協力が必要です。町民と行政がお互いに連携し、国や県をはじめ関係機関、団体との連携を取りながら進めてまいります。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを検討します。

第2章 印南町の現状

町民アンケートからみる印南町の現状

令和7年10月に「第7次印南町長期総合計画」策定のための町民アンケートを実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

- 調査期間：令和7年6月25日～令和7年7月22日
- 調査方法：郵送による調査票の配布・回収（web回答も受付）
- 配布・回収：配布3,220件、回収1,062件、回収率33.0%

（1）女性の就労について

「同一世帯に仕事をしている女性はいるか」については「いる」とする回答が60.8%、②「同一世帯において仕事をしている女性」については「妻」とする回答が67.0%で最多、③同一世帯において就労を希望する女性の有無」については「いる」とする回答は18.2%、④「女性が就労するうえでの課題」については「働きやすい職場が少ない」とする回答が58.7%で最多、次いで「介護・育児との両立が難しい」が47.0%となっています。

（2）共働きについて

「共働きの状況」について、「している」とする回答が52.5%であった。年齢別に見ると、「18歳～39歳」「40歳～49歳」「50歳～59歳」では約80%が共働きである。

（3）防災訓練について

「防災訓練・講演会への参加の有無」について、「参加したことはない」とする回答が22.1%であり、「18歳～39歳」においては半数以上が参加したことがないとなっている。

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 地域社会における男女共同参画の実現

1. 男女共同参画社会実現への意識啓発

家庭、職場、地域、学校等のあらゆる場面において、誰もが自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きることができ、互いに思いやり、尊重しながら支え合う社会づくりを推進するため、広報や啓発活動に取り組みます。子どもから高齢者に至るまでの幅広い層に向けて、それぞれにとって親しみやすく、わかりやすい広報や啓発活動を工夫し、誰もが共感できるような地域に根ざした身近な情報発信を推進します。

具体的な取組	具体的な施策の内容	担当課
① 広報やホームページ等を活用した啓発	広報やホームページに、男女共同参画に関する事業や情報を誰もが理解しやすい形で掲載します。	総務課 教育課
② 本町職員への男女平等・男女共同参画に関する理解の推進	町職員が業務を行う上で、男女共同参画に配慮した対応、また施策が進められるように情報提供を充実します。	総務課
③ 男女共同参画計画等の周知	印南町男女共同参画基本計画等の内容に関する広報やホームページへの掲載を通じて、計画の周知を図ります。	総務課 教育課

2. 政策・方針決定過程への女性参画の促進

性別による偏りをなくし、バランスのとれた社会を形成するために、政策・方針決定の場に男女が共同して参画する機会が確保されるよう、各種審議会等委員への女性の積極的な登用や女性の人材育成を推進します。また、本町職員については、「印南町特定事業主行動計画」に基づき、今後も職員の意欲と能力の把握に努め、能力の向上・発揮の機会の確保について、男女の隔たりがないよう配慮し、女性職員の登用に努めます。

具体的な取組	具体的な施策の内容	担当課
① 審議会や委員会等への女性委員登用の推進	女性委員の人数・比率を考慮するなど、女性委員の積極的な登用を推進します。	全課

② 審議会や委員会等の女性委員への支援	登用された女性委員が、積極的に会議に参加できるよう、必要に応じ男女共同参画に関する意識啓発に努めます。	全課
③ 女性管理職の登用の促進	職員研修等を通じて町職員の能力向上を図るとともに、その能力に応じて、女性職員の管理職への積極的な登用を推進します。	総務課

3. あらゆるハラスメントの予防・根絶に向けた取組の推進

ハラスメントは重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いを尊重し、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を阻害するものであることから、あらゆる場でのハラスメントの防止など、男女が働きやすい環境づくりに向けて啓発や研修などの取組を促進します。

具体的な取組	具体的な施策の内容	担当課
① あらゆるハラスメントを根絶し、発生を防ぐための意識啓発の推進	ハラスメントに対する認識の啓発及びそれらを決して許さない社会づくりに向けた研修等の充実を図ります。	全課
② ジェンダーに基づく暴力防止のための啓発の推進	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の加害者・被害者を生み出さないため、DVやセクシュアル・ハラスメント等は人権侵害であるという意識を広く浸透させる啓発を進めます。	全課

4. 地域活性化のためのまちづくりの推進

地域活動の場では、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、様々な人の視点を取り入れ、誰もが参画して、地域おこし、まちづくりを進めるなど、地域の活性化、男女共に多様な年齢層の参画を促進します。

具体的な取組	具体的な施策の内容	担当課
① 様々な人が参画するまちづくりの推進	様々な人が参画して新しい視点でまちを見直し、誰もが住みよい地域社会を築いていくため、それぞれの主体的な活動を推進します。	総務課 企画産業課

	各地域への情報提供を行い、地域活性化の促進に取り組みます。	
②地域課題への女性の参画	環境・防犯・防災等の地域課題に対し、性別にとらわれることなく多様な考え方が活かされるよう地域への働きかけを行うとともに、女性の人材育成を推進します。	全課

基本目標Ⅱ 家庭環境における男女共同参画の実現

1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

共働き世帯の増加する中、依然として、家庭生活における家事や育児、介護などの負担は女性に多い傾向にあります。共に協力しながら家事等を行うことのできる環境の整備や育児を支える社会的支援体制の整備が求められていることから、男性の家事等参加への理解や意識改革を推進するため、広く啓発を行うとともに、育児や介護のために必要な休業制度などの情報提供、取得促進に努めます。

具体的な取組	具体的な施策の内容	担当課
①男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成	男性の家事・育児・介護への参画をテーマにした啓発活動を行い、男性の理解の促進や意識改革を図ります。	総務課
②ワーク・ライフ・バランスについての理解促進	女性の就労、男性の働き方や意識の見直しがワーク・ライフ・バランスの実現に不可決であることを普及・啓発します。	総務課
③男性の育児・介護に関する休暇及び休業取得の推進	男性の育児・介護休暇及び休業の取得に向け、制度の周知と休暇等を取りやすい環境づくりを推進します。	総務課 住民福祉課 教育課

基本目標Ⅲ 教育における男女共同参画の促進

1. 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実

学校教育等の場で男女間の暴力防止について正しく理解し、男女共同参画に関する意識を育む教育を促進するとともに、地域においても男女共同参画

が実践されるよう、生涯にわたり学習を続けられる取り組みを進めます。

具体的な取組	具体的な施策の内容	担当課
① 学校教育における男女共同参画の推進	性別による役割分担にとらわれない指導内容や指導方法の充実に努めるとともに、一人ひとりの能力や適性・個性を生かせる進路指導を進めます。	教育課
② 小中学校における男女間の暴力防止に関する教育の推進	道徳の時間をはじめ、学校教育でのあらゆる機会を活用しながら、児童生徒が男女間の暴力防止について正しい理解を身につけることができる取り組みを進めます。	住民福祉課 教育課
③ 男女共同参画や男女間の暴力防止に関する保護者への啓発	こども園や小・中学校との連携のもと、保護者に対し、男女共同参画や男女間の暴力防止の関連資料の配布、講座・講演会等の開催に関する情報を提供します。	住民福祉課 教育課
④ 職員研修等の実施	男女共同参画意識の向上を図るため、研修等の実施を通して職員への啓発を推進します。	総務課

基本目標Ⅳ 防災における男女共同参画の実現

1. 防災対策における男女共同参画の推進

防災・減災活動において、防災訓練の実施や地域の自主防災組織へのあらゆる人々の積極的な参加を促進し、様々な人の視点やニーズを活かした防災体制の整備・充実に努めます。

具体的な取組	具体的な施策の内容	担当課
① 地域防災活動への男女共同参画の推進	固定的な性別役割分担意識を見直し、地域防災活動への積極的な女性の参画を促し、地域防災力の向上に努めます。また、女性リーダーの養成等、人材育成を推進し、地域防災活動を強化します。	総務課
② 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	男女のニーズの違いに配慮した防災訓練や自主防災組織の運営を推	総務課

	進し、地域住民の積極的な参加を促進します。	
③災害時における男女共同参画の推進	災害時における避難所運営等に男女が共同して取り組むよう啓発を推進するとともに、男女両方の視点を取り入れ、日ごろの活動や備えを進めます。	総務課 住民福祉課 教育課

第4章 計画の推進

1. 推進体制の整備

地域の関係団体や事業所等の代表に参加を求めながら、計画の実施状況を点検・把握し、男女共同参画の推進に関する事項についての審議に努めることで、本計画を進めていきます。

すべての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持ち、その実現に向けて率先して行動できるよう、意識啓発や情報共有に積極的に取り組みます。

また、本計画の取り組み内容は幅広い分野にまたがっているため、関係各課の連携を密にし、全庁的に男女共同参画の推進に関する事項について審議を行うことで、本計画の推進に努めます。

2. 連携体制の整備

男女共同参画を推進していくためには、町が直接取り組む施策だけではなく、地域の関係団体や事業所等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが必要となります。そのため、各種団体との連携・協働のもと男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

また、総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図るため、国や県、近隣自治体等との連携を図ります。

3. 計画の進捗管理

計画の進捗状況について、定期的な点検、評価を行い、必要に応じて施策や計画の見直しを行います。

また、計画の最終年度である令和12年度には、社会情勢の変化等を踏まえ必要な見直しを行い、当町における男女共同参画のさらなる推進を図ります。

第2次印南町男女共同参画基本計画
【令和8年度～令和12年度】

発行日：令和8年3月

発行：印南町役場 総務課

住所：〒649-1534

和歌山県日高郡印南町大字印南2570番地

TEL：0738-42-1736